

# 2019年「春の全国交通安全運動」

## 公益社団法人 北海道本トラック協会実施要領

平成31年4月16日

公益社団法人北海道トラック協会

北海道トラック協会（以下「北ト協」）は、2019年春の全国交通安全運動の実施に伴い「全日本トラック協会（以下全ト協）実施計画」及び「北海道運輸局実施計画」並びに「北海道実施要領」に基づき北海道トラック協会実施要領を定め、北海道各地区トラック協会に事前の働きかけを行い5月11日（土）から同月20日（月）までの期間中における本運動を効果的に推進することとしています。

また、実施にあたっては、全国運動重点の「子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」、「自転車の安全利用の推進」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」及び「飲酒運転の根絶」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組むものとします。

### 記

#### 1 安全運行の確保

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者等」）は、運転者に対し、次の事を重点においた安全運行の徹底について指導する。

特に、事業用トラックによる事故の過半数を追突事故が占め、かつ、死亡事故の3割が交差点で発生している現状を踏まえ、下記(1)「追突事故の防止」(2)「交差点事故の防止」及び(3)「飲酒運転の根絶」を最重点推進項目として徹底する。

#### <最重点推進項目>

##### (1) 追突事故の防止

事業用トラックにおける事故の半数を占める追突事故を防止するため

【トラック追突事故防止マニュアル（国土交通省制作）】

【トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット（全ト協制作）】

等を活用し、追突事故防止の徹底を図る。

また、追突事故発生時における被害の軽減に有効な「衝突被害軽減ブレーキ装置」搭載車の普及を促進する。

## (2) 交差点事故の防止

横断歩道手前での最徐行又は一時停止の励行と、左右をバランスよく安全確認することを徹底させ、交差点左折時の自転車巻き込み事故及び右折時の横断歩行者自転車との事故防止の徹底を図る。

また、交差点等における左折事故防止対策の取り組みとして、車載カメラ装着車両の普及促進を図る。

【トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット（全ト協制作）】

## (3) 飲酒運転の根絶

酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、アルコール検知器を使用した厳正な点呼を実施する。

【飲酒運転防止対策マニュアル】（全ト協制作）参照】

# <重点推進項目>

## (4) 子供と高齢者の交通事故防止

ア 子供と高齢者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を励行する。

イ 自己車両の存在を明らかにして事故防止を図るため、デイ・ライト運転を励行する。

## (5) 歩行者・自転車との交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車との交通事故を防止するため、前照灯の早め点灯と、昼間よりも控えめの速度での走行を励行する。

また、交差点通過時における車両周辺の歩行者等の安全確認の励行を徹底する。

## (6) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。

また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底する。

## (7) 高速道路における事故の防止

高速道路における事故は、高速道路に入り1時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止を徹底する。

(8) トレーラ事故の防止

「トレーラハンドブック」、「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」(いずれも全ト協制作)等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛法を再確認し横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

(9) 健康起因事故の防止

点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し体調急変に伴う事故の防止を図る。

【事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル(国土交通省制作)】

【トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル(改訂版)(全ト協制作)】

(10) 過労運転等の防止

ア 事業者は、運転者に、過労運転や睡眠不足が交通事故を引き起こす恐れがあることを理解させ、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間及び乗務時間を定める。

イ 運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転や睡眠不足による運転の防止に努める。

(11) 「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

「WEB版ヒヤリハット集」(全ト協ホームページ)等を活用した危険予知訓練(KYT)を実施し、「だろー運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底を図る。

2 車両の安全性の確保

事業者等は、大型トラックのスペアタイヤ等について平成30年10月1日から3ヶ月ごとの定期点検が義務付けられたことを踏まえ、

○「自動車点検整備推進運動」 ○「不正改造車を排除する運動」

を積極的に推進し、大型車の車輪脱落やスペアタイヤ落下による事故等を防止するとともに、「車両の日常点検」及び「定期点検の確実な実施」に努め不正改造の防止を徹底する。

3 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者等は、「トラックの重大事故にかかる統計データ」(全ト協ホームページ)

「セーフティ通信」（北ト協 FAX）等を活用することにより、事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報収集に努め従業員の安全意識の高揚を図る。

- 「トラックの重大事故にかかる統計データ」（全ト協）

[www.jta.or.jp/kotsuanzen/jiko/jiko\\_toukei\\_data.html](http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/jiko/jiko_toukei_data.html)

- 「トラックレポート北海道」、「セーフティ通信」（北ト協）

<http://www.hta.or.jp/login/>

#### 4 広報啓発活動の推進

- (1) ポスター、トラックレポート北海道（北ト協 FAX）、北ト協ホームページ等により本運動の主旨を徹底する。
- (2) 社内報等の他、ポスター、垂れ幕、立て看板等の掲示、運行管理者及び運転者を対象とする講習会、研修会等の開催などの機会に本運動の趣旨を周知させるとともに安全意識の向上を図る。
- (3) 子どもや高齢者を対象とした参加体験型安全教室の開催や一般市民を対象とした交通安全イベントを主催あるいは共催するなど、地域における交通安全啓発も積極的に行う。

特に、5月20日（月）が「交通事故死ゼロを目指す日」であることから本運動と連動した広報啓発活動を実施する。

- (4) 運輸支局、警察が行う街頭検査に協力し、また各行政機関等が行う交通事故防止啓発活動を共同実施する。

#### 5 実施結果の報告

各地区トラック協会における本運動の実施状況について令和元年5月30日（木）までに別添様式により北ト協業務部までFAXまたはメール([m.nagasawa@hta.or.jp](mailto:m.nagasawa@hta.or.jp))で連絡をお願いいたします。

（北ト協 業務部 長澤）